

～記入の仕方～

第2号様式（第4条関係）

申請日

資料利用申請書
(写真撮影、原板・印画の借用)

令和〇〇年〇月〇日

沖縄県立博物館・美術館長 殿

※代表者の役職名は必ず記載

申請者 代表者名：
(担当者名：)
団体名：
住所：〒

TEL： FAX：
E-mail：

下記により資料の写真撮影、原板・印画の利用を許可下さるようお願いいたします。

該当箇所を○で囲む

記

書類手続きの日数を踏まえ、
申請日より約10日以後の日付

利用区分	1 写真原板 (デジタルデータ)	2 撮影	3 掲載	※○で囲む
希望日時・期間	年 月 日 ~ 月 日	時 ~ 時	時 ~ 時	
事項	名称	部数	制作予定日	備考
目 的	出版物 映画 テレビ DVD CD その他	■■ 部 予定でも可	●年●月 ●日	■■■..... 必要に応じて、 詳細が分かる内容
	正式名称で記入			
資料名	数量	仕様	備考	
1. 旧首里城正殿鐘	1	※記入例	※転載の場合は、出典元を記載する	
2. 首里那覇港図屏風	1	・デジタルデータ ・転載 ・撮影	※申請者が撮影する場合は、「申請者で撮影」と記入する	
3.				
4.				

該当箇所を○で囲む

インターネットでの公開は、その他を○で囲む

※留意事項

- ①当館学芸員の指示に従い、館員の勤務時間内に行うこと。
- ②資料の利用に当たっては、必要に応じて「沖縄県立博物館・美術館所蔵」と明記すること。
- ③資料の紛失あるいは損傷を与えた場合は、修理、製作等に係る実費を負担すること。
- ④資料のうち、当館以外に所有者がいる場合は、当該者の同意書を添付すること。
- ⑤申請の際には、返信用封筒（切手貼付）を添えること。
- ⑥撮影は原則として休館日の午後に行うこと。
- ⑦制作された写真ディープやビデオ、CD等を当館に無償で1部（1点）納付すること。納付された制作作品は当館が展示等で自由に使うことができる。
- ⑧写真原板の貸出期間は3週間以内とする。
- ⑨郵送費は申請者が負担すること。
- ⑩資料利用によって制作されたものは、登録商標化により独占しないものとし、所有権を侵害しないものとする。

「留意事項」は必ずご確認ください。

前項に違反した行為があったときは、この許可を取り消すことがある